

## 中野市包括的支援事業等（地域包括支援センターの設置運営）業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本市では、令和3年3月に策定した「中野市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」等に基づき、地域包括ケアシステムの継続的な推進のための中核機関として、新たに委託型の地域包括支援センター（以下「委託型包括支援センター」という。）の設置を進め、地域包括支援センターの機能の充実及び強化を図ることとした。

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する包括的支援事業その他の事業に係る業務（以下「包括的支援事業等業務」という。）及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業に係る業務（以下「第1号介護予防支援事業業務」という。）を法第115条の47により本市から委託を受け、委託型包括支援センターを設置して実施するとともに、併せて、委託型包括支援センターにおいて法115条の22の規定による法115条の23の業務（以下「指定介護予防支援事業業務」という。）を実施するための法人（以下「受託法人」という。）を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とするものである。

### 2 公募する事業の概要

#### (1) 事業名

中野市包括的支援事業等（地域包括支援センターの設置運営）業務委託

#### (2) 業務内容

別紙業務委託仕様書のとおり

#### (3) 業務実施場所

中野地区・日野地区・延徳地区内（詳細は、別紙業務委託仕様書のとおり）

#### (4) 業務委託期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで。

ただし、運営状況が良好と認められる場合は、契約の更新を可能とする。

市が受託法人への包括的支援事業等業務の委託を不相当と認めた場合又は受託法人が法令等を遵守しない場合は、中野市介護保険事業運営協議会で検討した上で、委託期間の満了日以前に契約を解除する場合がある。

上記により市から契約を解除された場合、市は受託法人（下記11の(7)のイの「受託候補法人」も含みます。以下同じ。）に対していかなる責任を負わないものとする。また、受託法人の都合による予告のない解除権の行使は認めないものとする。

### 3 公募する区域及び委託型包括支援センターの設置数

次の区域について包括的支援事業等業務、第1号介護予防支援事業業務及び指定介護予防支援事業業務を実施する1法人を募集する。

また、委託型包括支援センターは、受託法人の責任において、法115条の46第3項の規定により市長に届け出て、担当する区域内に次のとおり設置することとし、その設置場所は、受託法人と市が協議の上、決定するものとする。

担当する地域	委託型包括支援センターの設置数
南宮中学校区（中野・日野・延徳地区）	1

#### ※参考資料1 公募する区域

: 今回公募する地域

地域	地区名
南宮中学校区	○中野地区（中町、西町、東町、松川、普代、東松川、一本木、栗和田、西条、上小田中、下小田中、東吉田）
	○日野地区（間山、新野、更科、高遠、東山）
	○延徳地区（桜沢、大熊、北大熊、小沼、篠井、新保）

地図



**\*参考資料2：令和3年6月4日現在の人口・高齢者人口等**

(単位:人)

地区	南宮中学校区	その他	合計
人口	19,785	23,882	43,667
高齢者 (65歳以上)人口	6,182	7,722	13,904
前期高齢者 (65～74歳)人口	3,003	3,800	6,803
後期高齢者 (75歳以上)人口	3,179	3,922	7,101

出典：住民基本台帳から

**\*参考資料3：令和2年度中野市地域包括支援センター業務実績**

(1) 令和2年度総合相談支援等実施延件数等

(単位:件)

総合相談支援 実施延件数	4,808
同 相談内容別延件数	
介護相談関係	1,377
介護予防・生活支援関係	887
医療関係	193
認知症関係	300
権利擁護関係	376
介護者離職防止関係	3
その他	1,672

(2) 令和2年度指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業

(単位:件)

介護予防支援実施延件数	2,821
延べ件数のうち、指定居宅介護支援事業所への一部委託による実施延件数	2,354
介護予防ケアマネジメント実施延件数	2,075
延べ件数のうち、指定居宅介護支援事業所への一部委託による作成延件数	906

#### 4 委託型包括支援センターの名称

担当する地域内に設置する委託型包括支援センターの名称については、後日、受託候補法人と協議の上、市が決定するものとする。

#### 5 応募資格条件

当該プロポーザルへの参加ができる事業者は、次に掲げる条件を全て満たしていることとする。

- ア 法人において、公告日現在、中野市内に法に基づく指定を受けた事業所があり、かつ、当該事業所が法に基づくサービスの提供実績があること。
- イ 包括的支援事業その他の事業の業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 第 1 項に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他市が適当と認める法人であること。
- ウ 受託法人の責任において、担当する地区内に 1 か所の委託型包括支援センター（指定介護予防支援事業所も含む。）を設置し、令和 5 年 4 月 1 日から当該業務を開始することができること。
- エ 法第 115 条の 22 第 1 項に規定する指定介護予防支援事業所の指定を受け、令和 5 年 4 月 1 日から業務を開始することができること。
- オ 別紙業務委託仕様書に基づく事業の履行が可能なこと。
- カ 業務委託期間中、安全かつ円滑に当該業務ができる法人であること。
- キ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ク 中野市物品等競争入札参加資格者名簿に登録があること。また、中野市における製造の請負、物品の買入れその他の契約に関する規則（平成 17 年中野市規則第 43 号）の規定による指名停止を受けているもの（公告日から落札決定日までの間に同別表に定める基準に該当することとなったものを含む。）でないこと。
- ケ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続又は再生手続開始の申し立てがなされている場合には、下記 11 の(5)の参加申込書等の提出日において更生手続又は再生手続開始の決定がなされているものであること。
- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員またはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しないものであること。
- サ 最近 1 年間の法人税、消費税、地方消費税及び法人市民税又は市県民税の滞納をしていないこと。

## 6 包括的支援事業等業務内容

業務内容は次のとおりとする。（詳細は、別紙業務委託仕様書のとおり）

なお、法及びこれに関連する政省令、条例等の改正に準ずる業務内容の変更等は、受託法人との協議の上で、決定することとする。

その場合、業務委託期間内においても、市からの委託料の金額、業務への配置を必要とする職種又は人員の増減等の変更をする場合があるため、応募する法人はこれを踏まえて応募すること。

なお、職員の増減等は、受託法人の責任において対応することとする。

### (1) 包括的支援事業

法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する業務（総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）

### (2) 地域包括ケアシステム構築を図るための多職種等協働事業への参画・協力等

法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号から第 6 号に規定する業務（在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業）への参画・協力等及び法第 115 条の 48 に規定する地域ケア会議の開催、運営及び協力等に関する業務

### (3) その他、市が別紙業務委託仕様書で定めた業務

\* 業務の実施に当たっては、中野市介護保険事業運営協議会や中野市基幹地域包括支援センター（以下「直営型包括支援センター」という。）並びにその他市が行う業務と連携して行うこととする。

## 7 包括的支援事業等業務に従事する人員体制

人員体制は、次の(1)から(3)の資格を有する常勤の専従職員を各資格 1 人以上配置するものとする。

また、委託型包括支援センターには、包括的支援事業等業務及び第 1 号介護予防支援事業業務に従事する職員の統括及び適正な業務指導を行う「センター長」等を配置するものとする。なお、「センター長」等は、次の(1)から(3)の資格を有する職員が兼務することができるものとする。（「センター長」等を配置しない場合は、受託法人内において統括的立場となる者を明らかにするものとする。）（詳細は、別紙業務委託仕様書のとおり）

### (1) 保健師又はこれに準ずる者

「準ずる者」とは、看護師資格を有し、地域ケア、地域保健等に関する経験かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有する者とする。この看護師には、准看護師は含まないものとする。

(2) 社会福祉士又はこれに準ずる者

「準ずる者」とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者とする。ただし、準ずる者を配置した場合は、将来的に社会福祉士の配置を行うものとする。

(3) 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者

「準ずる者」とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を終了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者とする。ただし、準ずる者を配置した場合は、将来的に主任介護支援専門員の配置を行うものとする。

また、包括的支援事業等業務の受託期間中は、主任介護支援専門員としての資格を保持できるよう、必要な研修を受講するものとする。

(4) 包括的支援事業等業務を適切に実施するために、上記(1)から(3)までとは別に、8の(1)のアの(ア)包括的支援事業等業務委託料の範囲内において受託法人が必要と認めたセンター長、介護支援専門員又は事務職員等を配置できるものとする。

\* 上記人員体制は、令和5年度に予定する体制とする。

人員体制は、法及びこれに関連する政省令、条例等が改正され、6の業務内容が変更等となった場合、業務委託期間内であっても変更となる場合がある。

なお、職員の増減等の対応は、受託法人がその責任において対応することとする。

## 8 委託料等

(1) 運用財源等

包括的支援事業等業務に係る委託料の額

(ア) 中野市包括的支援事業等業務委託料上限金額 20,136 千円（消費税は、消費税法第6条（別表第1-7-ハ）又は消費税法施行令第14条の3第5号の規定に基づき非課税とする。）の範囲内で提示すること。

なお、委託料には、人件費、管理運営費等（光熱水費、センターの維持管理に要する経費並びに当該事業等業務に使用する軽自動車1台分のレンタル料及び運用費等）を含むものとする。

\* 上記委託料は、令和4年度と令和5年度の合計予定額である。委託料は、今後、法及びこれに関連する政省令、条例等が改正され、6の業務内容が変更となった場合、業務委託期間内であっても委託料の額は変更となる場合がある。

(イ) 受託法人が、委託型包括支援センター設置のために事業所等を借上げることが必要な場合で、家賃（令和5年度の12か月分）を要する場合は、地域の実勢価格を考慮した上で、(ア)の委託料とは別に計上すること。ただし、包括的支援事業等業務受託に当たり新たに事務所等の借上げが必要となった場合のみに限るものとする。

なお、上記家賃はセンターの設置計画書（様式4）に記載すること。

(ロ) 令和5年度の委託型包括支援センターの業務完了後、同年度の包括的支援事業等業務委託料並びに第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業に係る収入金額の合計金額が、委託型包括支援センターの同年度の総支出額（第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業の業務に係る経費を含むものとし、同業務を指定居宅介護支援事業所へ委託した場合の委託料も含むものとする。）を上回ったときは、総支出額から第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業に係る収入金額を差し引いた金額を同年度の包括的支援事業等業務委託料とする。

この場合、受託法人が、同年度の包括的支援事業等業務委託料を受領していた場合は、超過した委託料を市に返還するものとする。

また、総支出額が合計金額を上回ったときは、その差額は受託法人の負担となるものとする。

(ハ) 包括的支援事業等業務について、業務委託契約書又は業務委託仕様書に定めた人員体制を満たさなかった場合は、その期間に応じて委託料の減額を行う場合がある。

## (2) 包括的支援事業等業務委託料の支払方法

委託料は、受託法人からの請求により支払う。なお、支払いの時期、額、方法は契約で取り決めることとする。

## (3) 第1号介護予防支援事業業務及び指定介護予防支援事業業務に係る収入等

第1号介護予防支援事業業務委託料及び指定介護予防支援事業業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）は、包括的支援事業等業務委託料とは別に受託法人の収入になるものとする。

## 9 第1号介護予防支援事業業務（法第115条の45第1項第1号ニに規定する業務） （詳細は、別紙業務委託仕様書のとおり）

(1) 委託型包括支援センターは、法第115条の46第1項及び法第115条の47第4項の規定に基づき、第1号介護予防支援事業業務を実施するものとする。

(2) 上記(1)の業務に従事する職員については、委託型包括支援センターが担当する地域における必要な介護予防ケアマネジメントの実施数に応じて、受託法人が独自に介護支援専門員等を雇用し適宜配置するものとする。

(3) 第1号介護予防支援事業業務については、受託法人と委託契約を締結した指定居宅介護支援事業者が営む指定居宅介護支援事業所へ業務の一部を委託できるものとする。

(4) 第1号介護予防支援事業業務は、別途本市と業務委託契約を締結するものとする。

## 10 指定介護予防支援事業業務（法第8条の2第16項）（詳細は、別紙業務委託仕様書のとおり）

(1) 法第115条の22の規定に基づき、地域包括支援センターに併設して指定介護予防支援事業所を設置し、指定介護予防支援事業業務（要支援者に対するケアマネジメント）を行うこととする。

(2) 上記(1)の業務に従事する職員については、委託型包括支援センターが担当する圏域における必要な介護予防サービス計画作成数に応じて、受託法人が独自に介護支援専門員等を雇用し1名以上配置することとする。

(3) 指定介護予防支援事業業務については、受託法人と委託契約を締結した指定居宅介護支援事業者が営む指定居宅介護支援事業所へ業務の一部を委託できるものとする。

## 11 選定・応募方法

### (1) 選定方法

「公募型プロポーザル方式」により選定を行うこととする。

この選定は、あくまでも「受託候補法人を特定」するものであり、契約行為ではないものとする。

「受託候補法人」を選定した後、中野市介護保険事業運営協議会において検討をし、市が決定した後に、受託法人として業務委託契約を締結することとする。

### (2) 募集から業務開始までのスケジュール

募集から業務開始までのスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	期日・期間等
市ホームページへの公募掲載	令和3年12月23日(木) から 令和4年1月17日(月) まで
質問票受付期間	令和3年12月23日(木) から 令和4年1月6日(木) 午後5時まで
質問に対する回答	令和4年1月7日(金)までに、全ての法人へ電子メールにて回答



参加申込書等提出期間 (応募期間)	令和4年1月11日(火) から 令和4年1月17日(月)午後5時まで(持参提出)
参加申込法人とのヒアリング	令和4年1月19日(水)
中野市介護保険事業運営協議 会において検討	令和4年1月25日(火)
受託候補法人の決定、 審査結果通知	令和4年1月末 予定
業務委託契約締結	令和4年4月1日
事業運営開始準備	令和4年4月～令和5年3月
事業運営開始	令和5年4月1日

(3) 質問及び回答

ア 受付期限

令和3年12月23日(木)から令和4年1月6日(木)午後5時まで

イ 質問方法

「質問票」(様式9)を用い、電子メールで以下のアドレス宛に提出すること。  
提出後、必ず介護予防包括支援係に着信したことを確認すること。  
なお、電話及び直接来庁による質問には対応しないものとする。

メールアドレス: tiiki@city.nakano.nagano.jp

ウ 質問に対する回答

回答は、令和4年1月7日(金)までに、全ての法人へ電子メールにて行う。

(4) 参加申込書等の提出

業務の受託を希望する法人は、次のとおり参加申込書等を提出することとする。

ア 参加申込書等受付期間

令和4年1月11日(火)から1月17日(月)まで

※ 受付時間は、市役所開庁日(休日開庁日は除く。)の午前9時から午後5時  
までの間とする。

イ 提出方法

(ア) 提出先

中野市役所 健康福祉部 高齢者支援課 介護予防包括支援係  
(住所) 中野市三好町一丁目3番19号(市役所2階)

(イ) 提出方法

提出先へ必ず持参し提出すること。(郵送での提出は不可とする。)

(ウ) 提出部数等

原本1部及び原本を複写したもの7部

\*提出に際しての依頼事項

ウの様式1から様式8までの原本の下欄(記載場所は問わない。)に通し番

号を記載いただいた後に、7部を複写願います。

ウ 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式1）
- (イ) 参加申込み法人の概要及び事業実績書（様式2）
- (ウ) 業務運営計画提案書（様式3）
- (エ) 地域包括支援センター設置計画書（様式4）
- (オ) 地域包括支援センター職員配置計画書（様式5）
- (カ) 業務収支計画書（様式6）

a 業務収支計画書の収入額は、以下の(a)から(d)までを合計した金額で提示できるものを提出すること。

(a) 中野市包括的支援事業等業務委託料（予定金額）

令和4年度同委託料上限金額 500 千円、令和5年度同委託料上限金額 19,636 千円（消費税は、消費税法第6条（別表第1-7-ハ）又は消費税法施行令第14条の3第5号の規定に基づき非課税とする。）の範囲内で提示できるもの

(b) 令和5年度の第1号介護予防支援事業の市からの受託による収入見積金額作成に当たっての参考単価は次のとおりとする。

第1号介護予防支援事業業務委託料	1件当たり月額	4,380円
	初回加算	3,000円

(c) 令和5年度の指定介護予防支援事業の介護予防サービス計画費（介護報酬）見積金額（作成に当たっての単位及び単価は、令和3年10月1日現在に使用のものとする。）

(d) その他の収入

b 業務収支計画書の支出額は、中野市包括的支援事業等の業務並びに第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業の業務に要する経費を含めてください。

なお、bの作成に当たっての参考単価は次のとおりとする。

第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業の地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所への委託料	1件あたり月額	4,310円
	初回加算	3,000円
	委託連携加算	3,000円

c この業務収支計画書は、あくまでもプロポーザルの評価の一つとして参考とするもので、契約のためのものではない。

- (キ) 参加申込みに係る誓約書（様式7）
- (ク) 暴力団排除に関する誓約書（様式8）
- (ケ) 法人の定款又は寄付行為及びその登記事項証明書（写し可。ただし、(ア)

の参加申込書提出日前3か月以内に発行されたもの)

- (コ) 参加申込書を提出する日の属する法人の事業年度の前事業年度の貸借対照表及び財産目録(写し可)
- (ク) 国税の納税証明書(その3の3:法人税及び消費税及び地方消費税についての未納税額がない証明用)及び中野市納税証明書(ただし、中野市に納税義務のある法人に限る。)(いずれも最新のものとする。)

#### エ その他留意点

- (ア) 提出書類は、A4版縦型左綴じとする。
- (イ) 文字は11ポイント以上とする。
- (ウ) 様式3及び様式6の要件を満たす独自の業務運営計画提案書及び業務収支計画書を作成して提出しても構いません。
- (エ) 提出書類は、理由のいかんを問わず返却はしません。
- (オ) 提出書類は、「中野市情報公開条例」(平成17年中野市条例第23号)に基づき公開請求があったときは、同条例による非公開情報を除き、公開請求者に公開するものとする。
- (カ) 中野市が必要と判断したものについては、書類の内容を無償にて使用できることとする。
- (キ) 書類の作成・提出に必要な費用は、参加申込み法人の負担とする。
- (ク) 提出後の書類の追加・変更は認めないものとする。

#### (5) ヒアリング

11の(4)のウ 提出書類について、本市職員等によるヒアリングを行いこととする。

##### ア 開催期日

令和4年1月19日(水)

\*ヒアリングの日時、場所、実施内容等の詳細は、後日、11の(4)参加申込書等を提出した法人へ個別に連絡する。

##### イ ヒアリングの内容について

###### (ア) 出席者

4名以内とし、出席者は法人の役職員であることとする。

###### (イ) 内容

11の(4)のウ 提出書類についての法人からの説明(20分から25分程度)及び質疑応答(20分程度)を予定しています。

なお、説明の際は、11の(4)のウ 提出書類に沿って行うこととし、提出書類以外の資料は使用しないこと。

##### ウ その他

11の(4)参加申込書等の提出が一法人の場合も原則、ヒアリングは実施する。

## (6) 選定方法及び選定基準

### ア 事業者選定審査会

選定は、事業者選定審査会を設置し実施する。なお、事業者選定審査会は非公開とする。

### イ 方法及び基準

業務の受託を希望する法人から提出された書類やヒアリング、業務の収支計画により、包括的支援事業等業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施するとともに、その実施の継続性及び安定性を総合的に判断し、その業務の委託に最適な法人を市が「受託候補法人」として決定する。

### ウ 結果の発表

上記イ「受託候補法人」選定の後に開催される中野市介護保険事業運営協議会で検討し、市が決定した後に、上記 11 の(5) ヒアリングに参加された法人全てに通知する。

### エ その他

- (ア) 選定内容や選定結果に関する問い合わせ等は一切受付をしません。
- (イ) 選定の結果によっては、受託候補法人の該当がないと判断する場合があります。

## 12 その他

- (1) 応募に関して必要な費用は、参加申込みの法人の負担とする。
- (2) 応募の取下げあるいは辞退をする場合には、書面にて、取下げあるいは辞退届(様式は任意)にその理由を明記し、市に提出することとする。

その場合、法人から提出された 11 の(4)のウ 提出書類については、理由のいかんを問わず、返却には一切応じないこととする。

### (3) 事業開始に至るまで

ア 本市は、決定後、受託候補法人と細目を協議する。なお、協議において必要な書類等があるときは、市から受託候補法人へ適宜準備を依頼する。

イ 本プロポーザルにおける提案は、業務履行に関する能力等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適な受託候補法人を選定するために求めることとする。業務計画などの企画提案は、委託する法人の選定を行う上での資料であり、業務に当たって提案内容を拘束するものではない。

ウ 中野市財務規則(平成 17 年中野市規則第 42 号)に基づき所定の手続を経て契約を締結するが、万が一決定後に受託候補法人が辞退する場合に、市が損害を生じた場合にはその費用の賠償を請求できるものとする。

エ 令和 5 年 4 月 1 日から円滑に事業を運営開始できるよう、令和 4 年度中に業務の引継ぎや準備、事業計画等の作成、研修への参加などを行うこととする。